菊池栗キャラクター栗の王子さまの利用に関する規程

（目的）

第1条　この規程は、別記「菊池栗キャラクター栗の王子さま」（以下「キャラクター」という。）の利用に関し、必要な事項を定め、もって菊池産栗のPR、菊池地域の産業振興等に寄与することを目的とする。

（キャラクターに関する権利）

第2条　キャラクターに関する一切の権利は、熊本県（以下「県」という。）に属する。

（利用許諾）

第3条　キャラクターを利用しようとする者は、あらかじめ熊本県知事（以下「知事」という。）の許諾を受けなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、キャラクターの利用が次の各号に該当する場合には、許諾申請の手続きを省略することができる。

（１）県の機関、及び菊池管内市町が利用する場合

（２）テレビ若しくはインターネットの番組又は新聞若しくは雑誌の紙面等の制作者が、報道目的の放送又は記事等に利用する場合

（３）県の機関及び菊池管内市町が、イベント等の告知物または記録物を作成する場合

（利用許諾の申請）

第４条　第3条第１項の規定により、利用許諾を受けようとする者は、「利用許諾申請書」（別記様式第１号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

２　知事は、前項の規定により申請を行った者（以下「利用許諾申請者」という。）
に対し、必要に応じ資料等の提出を求めることができる。

（利用許諾の手続き）

第５条　知事は、前条の利用申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が第１条に定める目的に合致すると認められるときは、利用許諾を行うことができる。なお、この場合、知事はキャラクターの利用方法その他について、必要に応じ条件を付することができる。

２　知事は、前項に規定する利用許諾を行った場合は、「利用許諾書」（別記様式第２号）を利用許諾申請者へ通知するものとする。

３　利用許諾の期間は、利用許諾の日から最長３年間とする。

（利用許諾の制限）

第６条　知事は前条の規定にかかわらず、利用許諾申請者のキャラクターの利用が次の各号のいずれかに該当する場合、その利用を許諾しないものとする。

（１）法令及び公序良俗に反するものと認められる場合

（２）県の信用又は品位を害するものと認められる場合

（３）第三者の利益を害するものと認められる場合

（４）特定の個人、団体、法人（県を除く）を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合。ただし、第1条に規定する目的の実現に特に効果が認められる場合にはこの限りではない。

（５）特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められる場合。

（６）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条（同条第１項第５号に規定する営業を行うものを除く。）に規定する営業又はその公告等に利用される場合

（７）キャラクターの利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合

（８）キャラクターのイメージを損なう恐れがあると認められる場合

（９）キャラクターの著しい変形を行う場合又は立体物でその表現がキャラクターの立体物と認められない場合

（１０）その他、知事がキャラクターの利用が適当でないと認める場合

２　知事は前項の規定により前条の利用許諾を行わない場合は、「利用不許諾書」（別記様式第３号）により当該利用許諾申請者へ通知するものとする。

（利用許諾内容の変更等）

第７条　第５条の規定により利用許諾を受けた者（以下「利用者」という。）が、当該利用許諾を受けた内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ「利用許諾変更申請書」（別記様式第４号）を知事に提出し、変更についての利用許諾を受けなければならない。

２　知事は、前項の規定による変更申請があった場合は、第５条第１項の規定を適用しその内容の審査を行い、当該変更が適正と認められるときは、その変更についての利用許諾を行うことができる。

３　知事は前項に規定する変更についての利用許諾を行った場合は、「利用許諾変更通知書（別記様式第５号）により当該利用者に通知するものとする。

（利用者の遵守事項）

第８条　利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）キャラクターの利用が第1条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないように十分に注意すること。

（２）キャラクターの利用にあたっては、利用許諾（第７条の規定による利用許諾内容の変更利用許諾があった場合は、その変更後のもの。以下同じ。）を受けた内容に限ること。

（３）利用許諾を受けた権利を譲渡、転貸又は継承しないこと。

（４）第５条の規定により利用許諾を受けた者は、著作権者の表示および利用許諾番号（「©2020熊本県　栗の王子さま#●●●」又は「©2020kumamoto pref. kurinooujisama#●●●」（●●●には、知事が利用許諾書で個別に指定する、#から始まる利用許諾番号を記載する。以下同じ。）を、利用許諾を受けた対象物又は当該対象物の包装等（以下「利用対象物等」という。）に必ず明示すること。

（５）当該利用許諾に係る利用対象物等の完成品の写真又はサンプルを提出すること。ただし、完成品の写真若しくはサンプルの提出が困難な場合の提出物については、知事が別に指示する。

（６）知事が行う売り上げ調査その他の照会に応じること。

（７）その他各種の法令を遵守すること。

（利用料）

第９条　キャラクターの利用料については、無料とする。

（利用許諾の取消し等）

第１０条　知事は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許諾を取り消すことができる。

（１）提出した「利用許諾申請書」もしくは「利用許諾変更申請書」の内容に虚偽のあることが判明した場合

（２）第６条第１項の各号のいずれかに該当するに至った場合

（３）第８条の遵守事項に違反した場合

（４）その他利用許諾の継続が不適当であると認められた場合

２　知事は、前項により規定する取り消しを行った場合は、「取消し通知書」（別記様式第６号）により当該取消しを受けた者へ通知するものとする。

３　前項の規定により利用許諾の取消しを受けた者は、利用対象物等に利用許諾取消しの日からキャラクターを利用することはできない。

４　知事は、利用許諾の取消しを受けた者に対して、利用許諾の取消しを受けた利用対象物等について回収等の措置を請求することができる。

５　知事は、第3項の規定により、利用許諾の取消しを受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

６　知事は、第1項の規定により利用許諾の取消しを受けた者が、その取り消し後に行った利用許諾申請について、必要と認める期間、利用許諾を行わないことができる。

７　知事は、利用許諾を受けずにキャラクターを利用した者が行う利用許諾の申請について、前項の規定を適用することができる。

８　第2項に定める知事が必要と認める期間は、第6項の規定については取消しの日から、第7項の規定については県が事実を確認した日から起算して、最長１年間とする。

（申請等の取下げ）

第１１条　第４条及び第７条の規定に基づき申請を行った者は、その申請について「取下げ申請書」（別記様式第７号）を知事へ提出することで、当該申請を取下げることができる。

（利用の非独占性等）

第１１条　この規程による利用許諾は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してキャラクターを利用する権利を付与するものではない。また、利用者又は利用対象物等について県が推奨を行うものではない。

（経費等の負担）

第１２条　県はこの規程による利用許諾の申請、利用許諾の内容に係る変更申請及びキャラクターの利用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

（賠償責任等）

第１３条　県は利用許諾を行ったことに起因し利用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。

２　利用者は、利用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

３　利用者は、キャラクターの利用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

４　知事は、第2項の規定に違反する利用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

（情報の公開）

第１４条　知事は、キャラクターの適正な管理と、広く利用促進を図る観点から、利用許諾の状況及び利用許諾の取消し状況について情報を公開することができる。

（事務）

第１５条　この規程に関する事務は、熊本県県北広域本部農林水産部農業普及・振興課が行う。

（その他）

第１６条　この規程に定めるもののほか、キャラクターの利用に関し必要な事項は、知事が別に定める

附則

（施行期日）

１　この規程は、令和　年　月　日から適用する。

２　県は、令和５年３月３１日を経過する場合において、この規程の摘要の状況に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。